

事 業 報 告 書
(自 令和 5 年 8 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 芳泉会 まつなが眼科・形成外科
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県諫早市永昌町 4 3 番 1 号

(3) 設立認可年月日 平成 2 3 年 1 0 月 3 日

(4) 設立登記年月日 平成 2 3 年 1 0 月 1 7 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人芳泉会 まつなが眼科・ 形成外科	4210423085	長崎県諫早市永昌町 4 3 番 1 号	一般病床 7 床

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）無

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）無

(4) 当該会計年度内に社員総会又は理事会で議決又は同意した事項

令和 5 年 9 月 1 1 日 令和 5 年度の決算の承認

令和 5 年 1 0 月 5 日 理事長の報酬改定の承認

貸借対照表

(令和6年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	158,119	I 流 動 負 債	13,987
II 固 定 資 産	103,311	II 固 定 負 債	19,470
1 有 形 固 定 資 産	97,806	負 債 合 計	33,457
2 無 形 固 定 資 産	578	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	4,927	科 目	金 額
		I 資 本 剰 余 金	
		II 利 益 積 立 金	227,973
		1 代 替 基 金	5,000
		2 その他利益積立金	222,973
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		IV 基 金	
		純 資 産 合 計	227,973
資 産 合 計	261,430	負債・純資産合計	261,430

損益計算書

(自 令和5年8月1日 至 令和6年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	216,860
2 事業費用	178,130
本来業務事業利益	38,730
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	38,730
II 事業外収益	3,679
III 事業外費用	523
経常利益	41,886
IV 特別利益	4,775
V 特別損失	798
税引前当期純利益	45,863
法人税等	75
当期純利益	45,788

法人名 医療法人 芳泉会 まつなが眼科・形成外科

※医療法人整理番号

所在地 長崎県諫早市永昌町43番1号

財 産 目 録

(令和6年7月31日現在)

1. 資 産 額	261,430 千円
2. 負 債 額	33,457 千円
3. 純 資 産 額	227,973 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	158,119
B 固 定 資 産	103,311
C 資 産 合 計 (A + B)	261,430
D 負 債 合 計	33,457
E 純 資 産 (C - D)	227,973

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 芳泉会 まつなが眼科・形成外科

理事長 松 永 伸 吾 殿

私は、医療法人 芳泉会 まつなが眼科・形成外科の令和5年会計年度（令和5年8月1日から令和6年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和6年9月 日

医療法人 芳泉会 まつなが眼科・形成外科
監 事 松 永 康 弘

認印